

# 認定NPOとは？

どうして認定NPOは必要なの？  
社会背景と制度を読み解こう！

前回の特集では、改正 NPO 法（2012 年）の実現によって、ようやく 500 に到達した「認定 NPO 法人」の「今まで」を解説しました。今回は NPO 法施行 15 年を振り返りつつ、今後の課題を整理します。

## 1. 15 周年記念シンポジウム

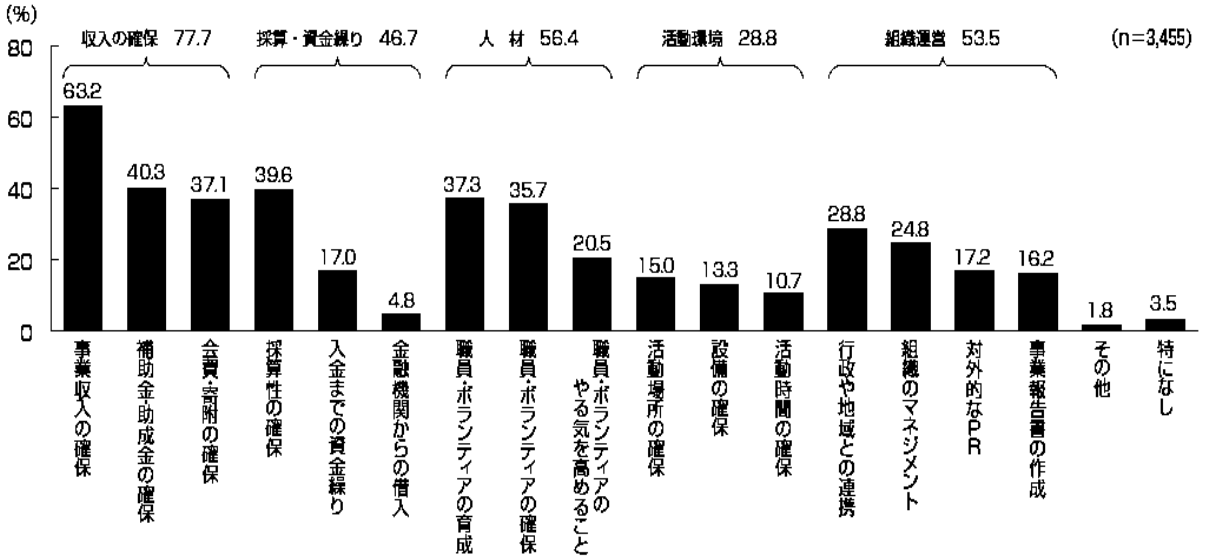
1998 年 12 月、特定非営利活動促進法（NPO 法）が議員立法によって成立しました。内閣が立案する法律（閣法）と違い、この法律は政党や政権に左右されることなく、市民と立法府の協力によって成立したという特徴的な背景がありました。翌年には超党派議員による「NPO 議員連盟」も発足、税制改革を含めた様々な課題の解決に向け、政府と民間が一体となって取り組んでいます。その結果、前回の特集でお知らせしたように、2011 年 6 月には改正 NPO 法（2012 年 4 月施行）と新たな税制を盛り込んだ認定 NPO 法人制度が出来上がりました。そして、こうした NPO 法人制度を巡る取り組みが 15 年となることを受けて、去る 11 月 28 日「NPO 法これまでの 15 年、これからの 15 年～NPO 法の新しいステージに向けて」が開かれ、多くの NPO 関係者が参加しました。出席して私が改めて感じたことは、「認定 NPO 法人税制のさらなる改革」をメインテーマとする、「寄付文化を日本に根付かせる」ことこそが、これからの市民活動に大変大きな、かつ必要な課題としてあるということでした。

## 2. 認定 NPO 法人制度の本質

認定 NPO 法人制度は、「所轄庁を自治体に移行する」、「3000 円 100 名の寄付があれば全体の収入に占める寄付の割合は問わ

ない」などの改正によって、確かに門戸が広くなりました。事実、法人数を見ても、前回のつうしんでもご報告した通り、改正以後は短期間で以前の認定 NPO 法人数の倍に増え、ようやく全体の 1% に達するようになりました。しかしこの制度の本来の目的は、数の増加に加えて、「寄付金を集めやすくなることによる、事業基盤の経済的安定」にあります。日本政策金融公庫総合研究所が 2011 年 9 月に実施した「NPO 法人の経営状況に関するアンケート」によると、課題に挙げられた項目のうち実に 77.7% が収入に関するもので、事業収入などの対価性の高いものと、助成金/寄付金などの支援性の高い財源に分かれるものの、多くの NPO の財政基盤にまだまだ課題が残っているということがわかります。今回の記事執筆にあたり、いくつかの認定 NPO 法人のスタッフに話を聞いたところ、その多くは、認定が取れたことで「寄付が集めやすくなった」と充分実感するには至ってはいないものの、「公益性が高い事業である」という評価を受けられたことで団体の信用が増し、例えば自治体からの委託事業の際に、ひとつのアピールになり得るというような期待も語られました。実際、私たちがぱれっとも認定を受けたことで、会員や企業の皆様からさらに信頼していただける団体になることが出来たと自負しています。一方で、事業の維持発展には、助成金や委託金などの使途が予め決められてい

図-10 活動を行ううえで苦労している点(複数回答)



資料：日本政策金融公庫総合研究所「NPO法人の経営状況に関する実態調査」(2011年)

る資金のほか、家賃などのいわゆる基礎的な組織運営費が必要になりますが、こうした費用の捻出には寄付金などの自由度の高い資金の獲得が欠かせないのも事実です。この支援制度が整っていないと、大変素晴らしい事業を行なっている、それを運営する組織基盤が安定せず、継続性が確保できない恐れが出てきます。新たな雇用の場としても注目されてきているNPO分野が今後さらに発展を図れるかは、この課題をどう解決するかにかかっています。認定NPO法人制度、並びにそれに伴う税制改革は、法律がその流れをバックアップする上で重要な課題なのです。

### 3. 税制改革の具体的課題

2013年9月20日付で9つの中間支援NPOが提出した「NPO法人制度の税制改正に関する要望書」によると、課題として現在挙げられている事項は、「寄付金税制の拡充等」で7項目、「NPO法人税制の改善」として3項目あります。いずれも専門用語が多く、すべてを列記してもわかりにくいと思

いますので、ここでは特に二つの点に絞ってお伝えします。こうした改革への要望は、NPOからだけではなく、超党派議員で組織された「NPO議員連盟」からも提起されています。このメンバーは、2013年の9月終わりから10月初めにかけて米国視察を実施し、それを受けて、NPO法をさらに使いやすいものにするための提言も含んで報告しています。

#### ■課題1. 年末調整での控除を可能に

当初は、所得控除のみであったこの制度を最終的に納税する額から寄付金を控除する「税額控除」を利用できるように改革をしたことで、2012年の寄付金税額控除利用者は27万人・52億円分にのびりました。しかし一方で、これらが確定申告を行わないと利用できないため、少額寄付者を中心にその煩雑さを敬遠して申告を行わない人たちも相当数にのぼると見られています。制度自体の社会全体への周知も不足しています。改正の要望では、この手続きを年末調整の段階、つまり寄付者の所属

する会社や事業所レベルで行なえるようにという案が提示されています。これにより、制度の周知が徹底され、利用しやすくなることが予想されます。一方で経済団体などから事業所の負担が増えるという懸念の声や、「寄付金受領書」(領収証)を発行した認定NPO法人の資格確認作業をどうするか、など解決すべき課題もまだまだあります。

#### ■課題2. 法人寄付のメリット拡充を

日本とアメリカにおける寄付市場で特徴的な相違点は、法人と個人の寄付のバランスです。

	個人寄付	法人寄付
日本 (2010)	4874 億円	6957 億円
米国 (2011)	2177 億ドル (約 17 兆 3700 億円)	145 億ドル (約 1 兆 1570 億円)

資料:「寄付白書 2012」(日本ファンドレイジング協会編)

※ 1ドル≒79.79円 (2012年の為替平均)

この統計から、概ねアメリカでは個人寄付の比率が多く日本では法人寄付の比率が多いということがわかります。他国との比較で見ても、日本の法人は寄付に対して決して消極的ではないことがわかっていますが、どれだけの税制上のメリットがあるかという点では、まだまだ充分整備できているとは言えないのが現状です。寄付と税金の関係を考える際に良く言われるのは、「法人が国に払う税金を寄付に変えて市民団体へ流していこう」という考え方です。しかし現在の認定NPO税制では損金算入(税法上の費用として認められる)の限度が狭いために、メリットがあまり受けられないということになっています。また、自社製品を寄付した場合でも、損金算入は限度額内しか認められないという制限もありま

す。ぱれっとの経理を支えて下さっている税理士の福井由紀子氏も「損金算入限度額を広げないと法人の寄付市場は伸びない」と指摘しています。先に述べた要望書では「損金算入限度額を所得の10%に。現物寄付は全額損金算入を認めることで法人向け寄付税制の拡充を」と訴えています。

#### 4. まとめとして

2011年に発生した東日本大震災は、日本中に大きな傷跡を残しました。発生からまもなく3年、復興はまだまだ道半ばです。この出来事を契機に、日本全国に「寄付」といううねりが大きく起こり、2011年の統計では8512万人、国民の77%の人たちが何等かの寄付行為を行なったというデータがあります。これは、復興を含めてNPOの事業に市民の関心が向き始めていることを意味していると思います。事実、「寄付白書 2012」(日本ファンドレイジング協会編)の調査結果では震災を契機に「政府にまかせきりにはできないと思った」という回答が多くを占め、ついで「家族の絆、地域の絆を意識した」という声も多数上がっています。震災は本当に悲しい出来事でしたが、同時に、私たちNPOに地域社会の中で重要な役割を与えられたようにも思います。そんな中で、認定NPO法人の制度改革、支援税制の確立は、組織基盤の安定に不可欠な取り組みです。そしてNPOも、専門性を活かしながら、より広い視野で社会を見つめ、より多くの方々から支えて頂けるような、公益性、透明性の高い事業展開が求められています。お知らせしている通り、ぱれっとも2013年7月、認定NPO法人となりました。今まで以上にしっかりとした組織運営が必要になってきます。

(認定NPO法人ぱれっと事務局長 南山達郎)